

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月24日
【計算期間】	第7期（自 平成20年9月26日 至 平成21年9月25日）
【ファンド名】	中国株利回りファンド2003 - 7
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 良治
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	古池 典生
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03-5405-0739
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、主として中華人民共和国（以下「中国」といいます。）の取引所に上場している株式の中か

ら、好利回りの銘柄を中心に投資し、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

ロ 当ファンドの募集上限額は300億円であり、設定日以後の追加信託は行われません。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	株式 一般	目論見書または信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものであって、大型株属性、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産
	内外	(資産複合)

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	
一般株	年2回	日本	
大型株	年4回	北米	
中小型株	年6回(隔月)	欧州	あり
債券	年12回(毎月)	アジア	
一般債券	日々	オセアニア	
公社債券	その他	中南米	
その他債券	()	アフリカ	なし
クレジット属性		中近東(中東)	
()		エマージング	
不動産投信			
その他資産			
()			
資産複合			
()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

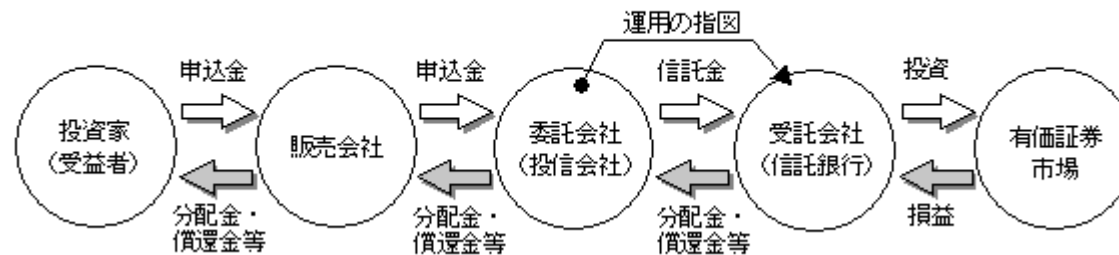
（ロ）受託会社 「三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社 「東洋証券株式会社」

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

2,000百万円（平成21年10月30日現在）

（ロ）会社の沿革

昭和60年7月 三生投資顧問株式会社設立

昭和62年2月 証券投資顧問業の登録

昭和62年6月 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年1月 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

平成11年2月 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更

平成12年1月 証券投資信託委託業の認可取得

平成14年12月 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上
アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ア
セットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

（平成21年10月30日現在）

名称	住所	所有 株式数	比率 （％）
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番3号	882	5.0

2【投資方針】

（１）【投資方針】

イ 基本方針

中国の取引所上場株式を主要投資対象とし、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）主として中国の取引所に上場している株式の中から、好利回りの銘柄を中心に投資し、信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

上記の取引所は、上海、深センおよび香港とします。ただし、その他の取引所に上場している中国企業の株式も投資対象とすることがあります。

（ロ）組入候補銘柄の選定にあたっては、財務内容等を考慮し、好配当利回りの株式を中心に銘柄を厳選します。

（ハ）株式の組入比率は、当初設定後約１年２ヵ月間のクローズ期間の間は、原則として高位とします。その後は、ファンドの資金動向、市況動向等により弾力的に対応します。また、先物取引等を利用して実質的な組入比率を変動させることがあります。

（ニ）外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

（ホ）ファンドの資金動向、市況動向等によっては上記の運用ができないことがあります。

<当ファンドの特徴>

主として中国の取引所に上場している株式の中から、好利回りの銘柄を中心に投資します。

主な対象市場等

香 港	香港市場	H 株	香港市場に上場している中国本土企業株。重工業等大型製造企業が多い。
		レッドチップ	中国本土資本の香港上場企業。通信、サービス、I T 関連等が多い。
		上記以外の香港株	香港市場に上場している企業のうちH株とレッドチップを除いたもの。
中国本土	上海市場	上海 B 株	外国人向け専用市場だったが2001年２月に中国国内投資家にも開放された。
	深セン市場	深セン B 株	上海 B 株と同じ。銘柄は多くが A 株と重複。

上記以外の取引所に上場している中国企業の株式も投資対象とすることがあります。また、将来上海市場および深セン市場の A 株市場への投資が可能となった場合には、A 株銘柄も投資対象とすることがあります。

<銘柄の選択基準とその後の対応方針>

銘柄の選択基準

「好配当利回り」が主要条件となります。

その後の対応方針

a．保持

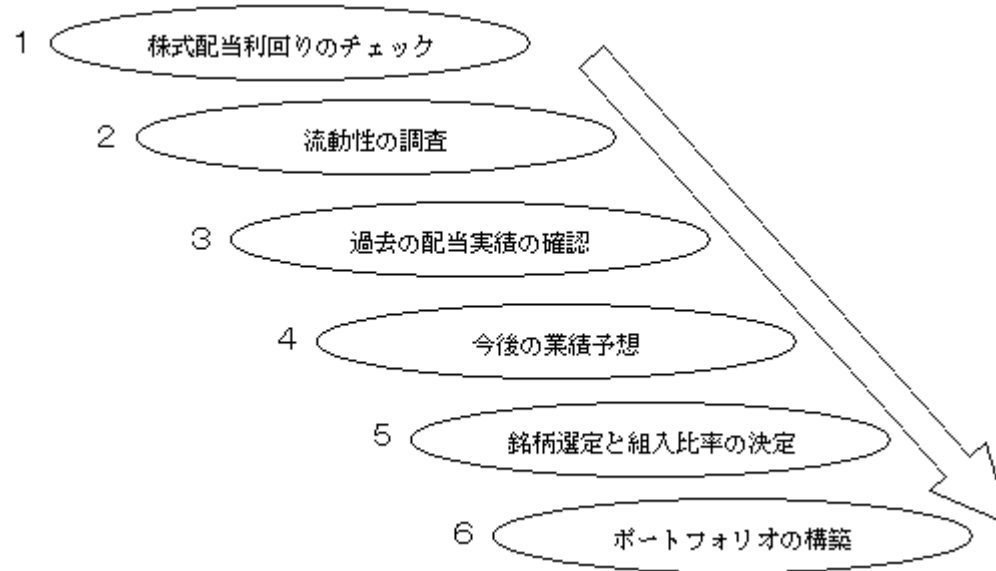
好配当利回りを維持あるいは配当を増額をする企業は買い持ちを継続します。

b．売却

（a）大幅減配（配当利回り大幅低下）が予想される企業は売却します。

（b）株価の上昇でキャピタルゲインの水準が、当ファンドの信託期間の配当手取り（予想）水準を上回る場合は、売却対応を行う場合があります。

ファンドの運用収益の向上等のため、配当利回りと流動性を考慮して組入銘柄の変更を行うことがあります。

<ポートフォリオ構築の流れ>

（２）【投資対象】**イ 投資対象とする資産の種類**

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．デリバティブ取引にかかる権利
- ３．金銭債権
- ４．約束手形

（ロ）次に掲げる特定資産以外の資産

- １．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- １３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- １４．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- １５．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- １６．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価

証券にかかるものに限ります。）

17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

八 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記口に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】**イ 運用体制**

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

（イ）計画（Plan）

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネジャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

（ロ）実行（Do）

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

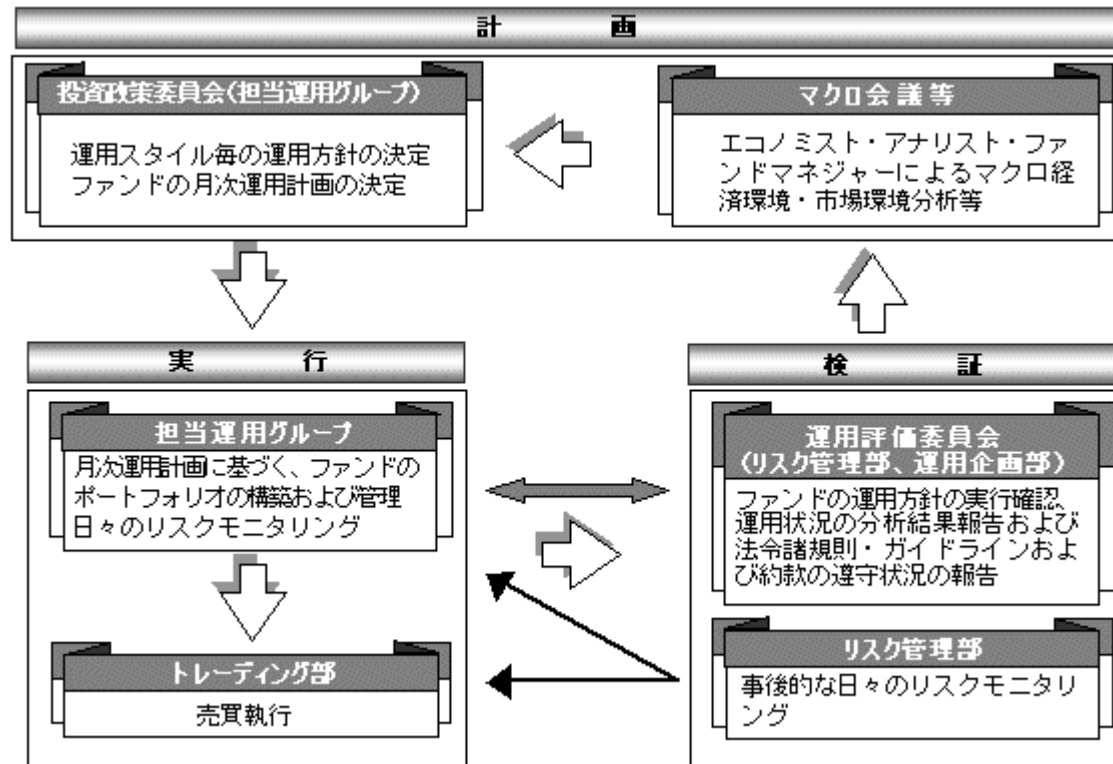
売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

（ハ）検証（Check）

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

〔ファンドの運用体制〕



リスク管理部は 8 名程度、運用企画部は 8 名程度で構成されています。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

□ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

毎年１回（９月25日、ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、次の方針に基づき分配します。ただし、第１期は収益の分配は行わず、運用による収益は信託財産中に留保し、前記「（１）投資方針」に基づき運用を行います。

イ 分配対象収益の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ 分配金額は、委託会社が経費控除前の配当等収益を上限に基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

ハ 留保益については、前記「（１）投資方針」に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】**ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限**

イ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。

ロ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

ハ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

ニ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

ホ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

ヘ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限**イ 投資する株式等の範囲**

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ロ 信用取引の指図範囲

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

（ロ）信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）上記（ロ）の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委

託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ハ 先物取引等の運用指図、目的、範囲

- （イ）委託会社は、わが国の取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ、ニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- （ロ）委託会社は、わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- （ハ）委託会社は、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の運用指図、目的、範囲

- （イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- （ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- （ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- （ニ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- （ホ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

- （イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- （ロ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- （ハ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速や

かに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- (二) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ホ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ト) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (チ) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- へ 有価証券の貸付けの指図および範囲
- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ) 上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当す

る契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 公社債の空売りの指図および範囲

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。

（ロ）上記（イ）の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）上記（ロ）の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ 公社債の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを指図することができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）上記（イ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）上記（ロ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）公社債の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

リ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヌ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ル 資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

（ハ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令に基づく投資制限**イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）**

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主に中国の株式を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは金融機関の預金とは異なり、元金が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預金や保険契約と異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

（ロ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ハ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ニ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

（ホ）市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

なお、海外の取引所によっては、長期間にわたる個別銘柄の売買停止措置がとられることがあり、そのような場合には社団法人投資信託協会規則もしくは委託会社の社内ルールに従って、当該有価証券の評価を行います。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかるチェックを行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についてのチェックを行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

平成15年7月22日から平成15年7月30日までの募集期間中において、販売会社によって当ファンドの募集の取扱いが行われました。その募集時の申込手数料は、1口当たり上限210円（税抜き200円）でした。なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は、受益権の1口当たりの発行価格1万円に含まれています。

なお、当ファンドの申込手数料については、「償還乗換優遇措置」の適用がありました。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

イ 信託報酬

純資産総額に年0.735%（税抜き0.7%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末（該当6ヵ月終了日および計算期末が休業日の場合は翌営業日とします。以下「当該日」といいます。）に当該日の受益権口数に対応する金額を、ならびに一部解約または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額を信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.420% （0.4%）	年0.210% （0.2%）	年0.105% （0.1%）

（ ）内は税抜き。

ロ 成功報酬

（イ）各計算期間末（第1計算期間を除きます。）における基準価額（ただし、収益分配金控除前かつ成功報酬控除前の価額とします。）が11,000円を上回っているときは、当該基準価額が11,000円を超える額の10.5%（税抜き10%）が成功報酬として信託財産より徴収されます。

（ロ）上記（イ）にかかわらず、平成21年以降の各計算期間末（償還日を除きます。）における基準価額（ただし、収益分配金控除前かつ成功報酬控除前の価額とします。）が11,000円または当該計算期間末より前の各計算期間末における最も高い基準価額のいずれか高い額を上回っているときは、当該超過額の10.5%（税抜き10%）が成功報酬として信託財産より徴収されます。

（ハ）上記（イ）および（ロ）の成功報酬は各計算期間の末日に、信託財産中から支弁するものとし、その配分は委託会社3割と販売会社7割とします。

（４）【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0063%（税抜き0.006%）の率を乗じて得た金額（ただし、年630,000円（税抜き600,000円）を上限とします。）が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
- 監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）等は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配時

収益分配金については、平成23年12月31日までは10％（所得税７％および地方税３％）、平成24年１月１日以降は20％（所得税15％および地方税５％）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

（ロ）一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、平成23年12月31日までは10％（所得税７％および地方税３％）、平成24年１月１日以降は20％（所得税15％および地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

ロ 法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、平成23年12月31日までは７％（所得税のみ）、平成24年１月１日以降は15％（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度の適用はありません。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「（５）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成21年10月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

平成21年10月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	香港	882,302,520	56.50

	中国	650,872,896	41.68
	小 計	1,533,175,416	98.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		28,417,705	1.82
合計(純資産総額)		1,561,593,121	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ 主要投資銘柄

平成21年10月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名 / 業種	数量 (株)	帳簿価額 単価 / 金額 (円)	評価額 単価 / 金額 (円)	投資 比率 (%)
中国	株式	PETROCHINA CO LTD 〔エネルギー〕	2,760,000	27.73 76,534,800	112.80 311,350,080	19.94
香港	株式	CHINA PETROLEUM&CHEMICAL-H 〔エネルギー〕	3,634,000	25.37 92,194,580	78.23 284,302,356	18.21
香港	株式	CLP HOLDINGS LTD 〔公益事業〕	188,000	406.15 76,357,328	614.19 115,467,720	7.39
香港	株式	ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H 〔運輸〕	1,384,000	44.36 61,405,312	78.47 108,602,480	6.95
香港	株式	JIANGSU EXPRESS CO LTD-H 〔運輸〕	1,198,000	38.23 45,801,936	82.01 98,247,980	6.29
中国	株式	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA 〔銀行〕	1,070,000	52.40 56,077,651	71.86 76,892,340	4.92
香港	株式	ANHUI EXPRESSWAY CO LTD-H 〔運輸〕	1,354,000	26.55 35,948,700	55.81 75,572,156	4.84
中国	株式	ANGANG STEEL CO LTD-H 〔素材〕	422,000	24.89 10,506,956	169.92 71,706,240	4.59
香港	株式	GUANGSHEN RAILWAY CO LTD-H 〔運輸〕	1,740,000	19.70 34,288,440	36.81 64,059,840	4.10
中国	株式	CHINA SHIPPING DEVELOPMENT-H 〔運輸〕	494,000	37.52 18,536,856	126.02 62,255,856	3.99

中国	株式	BANK OF CHINA LTD 〔銀行〕	1,170,000	44.63 52,220,350	51.09 59,779,980	3.83
香港	株式	CHINA MOBILE LTD 〔電気通信サービス〕	44,000	327.58 14,413,799	870.25 38,291,000	2.45
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H 〔銀行〕	444,000	71.83 31,895,614	78.11 34,683,504	2.22
中国	株式	DATANG INTL POWER GENERATION COMPANY LTD 〔公益事業〕	792,000	23.95 18,971,568	43.18 34,204,896	2.19
香港	株式	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD 〔銀行〕	148,000	100.77 14,914,256	208.15 30,806,496	1.97
香港	株式	COSCO PACIFIC LIMITED 〔運輸〕	224,000	98.17 21,991,424	128.38 28,758,016	1.84
香港	株式	HUANENG POWER INTL INC-H 〔公益事業〕	438,000	62.06 27,185,784	60.06 26,307,156	1.68
香港	株式	CHINA TELECOM CORP LTD 〔電気通信サービス〕	292,000	24.78 7,235,760	40.71 11,887,320	0.76

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別・業種別の投資比率

平成21年10月30日現在

種類	業種	投資 比率 (%)	種類	業種	投資 比率 (%)
株式（外国）	エネルギー	38.14	株式（外国）	電気通信サービス	3.21
	素材	4.59		公益事業	11.27
	運輸	28.02	合計		98.18
	銀行	12.95			

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (円)	１口当たりの 純資産額(円)
第１期（平成15年９月25日）（分配落）	2,921,128,577	9,645
第１期（平成15年９月25日）（分配付）	2,921,128,577	9,645
第２期（平成16年９月27日）（分配落）	3,703,258,901	12,235
第２期（平成16年９月27日）（分配付）	3,844,007,426	12,700
第３期（平成17年９月26日）（分配落）	3,061,748,871	13,535
第３期（平成17年９月26日）（分配付）	3,181,185,111	14,063
第４期（平成18年９月25日）（分配落）	3,479,900,935	16,001
第４期（平成18年９月25日）（分配付）	3,627,570,534	16,680
第５期（平成19年９月25日）（分配落）	5,540,222,003	27,777
第５期（平成19年９月25日）（分配付）	5,680,436,056	28,480
第６期（平成20年９月25日）（分配落）	2,297,865,867	14,244
第６期（平成20年９月25日）（分配付）	2,406,109,574	14,915
第７期（平成21年９月25日）（分配落）	1,572,413,724	12,577
第７期（平成21年９月25日）（分配付）	1,615,446,830	12,921
平成20年10月末日	1,508,118,768	9,658
平成20年11月末日	1,433,733,953	9,269
平成20年12月末日	1,443,767,126	9,514
平成21年１月末日	1,290,682,862	8,707
平成21年２月末日	1,352,835,371	9,212
平成21年３月末日	1,466,580,911	10,126
平成21年４月末日	1,547,892,293	11,291
平成21年５月末日	1,690,361,271	12,641
平成21年６月末日	1,656,644,040	12,631
平成21年７月末日	1,770,123,398	13,810
平成21年８月末日	1,649,817,627	12,951
平成21年９月末日	1,542,594,172	12,360
平成21年10月末日	1,561,593,121	12,699

（注１）純資産総額（分配付）および１口当たり純資産額（分配付）の欄は、収益分配時の支払外国税調整額を考慮していません。

（注２）純資産総額（分配付）および１口当たり純資産額（分配付）の欄は、各計算期間にかかる収益分配金の総額を含んでいます。

【分配の推移】

計算期間	１口当たり分配金（円）
第１期（平成15年７月31日～平成15年９月25日）	0
第２期（平成15年９月26日～平成16年９月27日）	465
第３期（平成16年９月28日～平成17年９月26日）	528
第４期（平成17年９月27日～平成18年９月25日）	679
第５期（平成18年９月26日～平成19年９月25日）	703
第６期（平成19年９月26日～平成20年９月25日）	671
第７期（平成20年９月26日～平成21年９月25日）	370

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第 1 期	3.6
第 2 期	31.7
第 3 期	14.9
第 4 期	23.2
第 5 期	78.0
第 6 期	46.3
第 7 期	9.3

（注 1）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（注 2）収益分配時の支払外国税調整額を考慮していませんので上記収益率は、同期間における受益者の投資収益率と異なる場合があります。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成15年7月31日

信託契約締結、設定、運用開始。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

平成15年7月22日から平成15年7月30日までの募集期間中において、販売会社によって当ファンドの募集の取扱いが行われました。その概要は以下の通りです。

・ 申込価額	1口当たり1万円
・ 申込手数料	1口当たり上限210円（税抜き200円） 申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は、申込価額に含まれています。 償還乗換優遇措置の適用がありました。
・ 申込単位	1口単位
・ 申込取扱場所	販売会社

2【換金（解約）手続等】

イ 信託契約の一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、中国の取引所が休業日の場合には、解約請求の受付けは行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

ロ 受益権の買取請求

受益者は、自己に帰属する受益権につき、お買付けの販売会社へ買い取るよう請求することができます。ただし、中国の取引所が休業日の場合には、買取請求の受付けは行いません。

買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収税額相当額を差し引いた額となります。

実際の買取価額は、お買付けの販売会社にお問い合わせください。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買取請求の受付けを中止することおよび既に受け付けた買取請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ公社債を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

（2）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

平成15年7月31日から平成25年9月25日まで、もしくは下記「（5）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（4）【計算期間】

毎年9月26日から翌年9月25日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、受益権の口数が当初設定口数の10分の1もしくは3万口を下回ることとなった場合、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての

受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

- a. 分配金額は、経費控除前の配当等収益を上限に、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払われます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更

- （イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- （ハ）上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （ニ）上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、（イ）の信託約款の変更をしません。
- （ホ）委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

二 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

2【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払われます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 買取請求権

受益者は、販売会社に、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。詳細は、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ホ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ヘ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

但し、第6期（平成19年9月26日から平成20年9月25日まで）については、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成19年内閣府令第61号）附則第3条の規定に基づき、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」を適用しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期（平成19年9月26日から平成20年9月25日まで）及び第7期（平成20年9月26日から平成21年9月25日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【中国株利回りファンド2003 - 7】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 6 期 (平成20年 9 月25日現在)	第 7 期 (平成21年 9 月25日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	3,009,243	2,045,140
コール・ローン	267,517,251	104,295,092
株式	2,201,119,945	1,508,258,520
未収配当金	21,842,957	9,399,105
未収利息	4,867	228
流動資産合計	2,493,494,263	1,623,998,085
資産合計	2,493,494,263	1,623,998,085
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	108,243,707	43,033,106
未払解約金	1,663,750	2,670,700
未払受託者報酬	1,644,161	832,570
未払委託者報酬	83,969,697	4,995,191
その他未払費用	107,081	52,794
流動負債合計	195,628,396	51,584,361
負債合計	195,628,396	51,584,361
純資産の部		
元本等		
元本	1,613,170,000	1,250,230,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	684,695,867	322,183,724
元本等合計	2,297,865,867	1,572,413,724
純資産合計	2,297,865,867	1,572,413,724
負債純資産合計	2,493,494,263	1,623,998,085

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 6 期 自 平成19年 9 月26日 至 平成20年 9 月25日	第 7 期 自 平成20年 9 月26日 至 平成21年 9 月25日
営業収益		
受取配当金	124,486,061	53,023,692
受取利息	405,298	93,980
有価証券売買等損益	2,299,457,361	186,627,033
為替差損益	100,298,101	130,507,056
営業収益合計	2,274,864,103	264,016,417
営業費用		
受託者報酬	4,370,704	1,652,285
委託者報酬	100,329,062	9,913,609
その他費用	3,378,181	1,688,513
営業費用合計	108,077,947	13,254,407
営業損失（ ）	2,382,942,050	277,270,824
経常損失（ ）	2,382,942,050	277,270,824
当期純損失（ ）	2,382,942,050	277,270,824
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,545,712,003	684,695,867
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	369,830,379	42,208,213
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	369,830,379	42,208,213
分配金	108,243,707	43,033,106
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	684,695,867	322,183,724

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	第 6 期 自 平成19年 9 月26日 至 平成20年 9 月25日	第 7 期 自 平成20年 9 月26日 至 平成21年 9 月25日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式（売買目的有価証券） 同 左
2．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によっております。	為替予約取引 同 左
3．収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 同 左
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいて処理しております。	外貨建資産等の会計処理 同 左

（追加情報に関する注記）

第 6 期 自 平成19年 9 月26日 至 平成20年 9 月25日	第 7 期 自 平成20年 9 月26日 至 平成21年 9 月25日
香港市場上場の中国株（H株）の配当金については、中国において新たに施行された法人所得税法により外国機関投資家が受領する配当金の免税適用措置が廃止されたことに伴い、平成20年 9 月12日以降において、10%の源泉徴収を控除した金額にて計上処理しております。 なお、当ファンドの決算日時点における平成20年 9 月11日以前に計上の中国株（H株）の未収配当金には、源泉徴収額を含んでおります。	-----

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第 6 期 (平成20年 9 月25日現在)	第 7 期 (平成21年 9 月25日現在)
1. 受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総数 161,317口	当該計算期間の末日における受益権の総数 125,023口
2. 1 単位当たり純資産額	14,244円	12,577円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第 6 期 自 平成19年 9 月26日 至 平成20年 9 月25日	第 7 期 自 平成20年 9 月26日 至 平成21年 9 月25日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における純資産額の元本超過額792,939,574円が、費用控除後の配当等収益である16,813,412円を超過しているため、純資産額の元本超過額792,939,574円（1口当たり4,915.41円）を分配対象収益として、うち108,243,707円（1口当たり671円）を分配金額としております。	計算期間末における純資産額の元本超過額365,216,830円が、費用控除後の配当等収益である39,863,265円を超過しているため、純資産額の元本超過額365,216,830円（1口当たり2,921.19円）を分配対象収益として、うち46,258,510円（1口当たり370円）を分配金額としております。 なお、分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、支払外国税調整額3,225,404円によるものです。
2. 受取配当金	-----	香港市場上場の中国株（H株）の配当金については、免税適用措置が廃止されたことに伴い、平成20年 9 月12日以降において、10%の源泉徴収を控除した金額にて計上処理しております。ただし、平成20年 9 月11日以前に当初非課税として計上していた配当金については当期において入金時に課税処理を行っており、源泉徴収額1,107,855円を受取配当金計上額から控除しております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 6 期（自 平成19年 9 月26日 至 平成20年 9 月25日）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	2,201,119,945円	2,865,353,419円
合 計	2,201,119,945円	2,865,353,419円

第 7 期（自 平成20年 9 月26日 至 平成21年 9 月25日）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	1,508,258,520円	364,192,673円
合 計	1,508,258,520円	364,192,673円

（デリバティブ取引に関する注記）

．取引の状況に関する事項

項 目	第 6 期 自 平成19年 9 月26日 至 平成20年 9 月25日	第 7 期 自 平成20年 9 月26日 至 平成21年 9 月25日
1．取引の内容	当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。 a．わが国の取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引。 b．わが国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引。 c．わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引。 d．わが国において行われる有価証券店頭オプション取引および有価証券店頭指数等オプション取引。 異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。 金利先渡取引および為替先渡取引。 外国為替の売買の予約取引。	同 左
2．取引に対する取組方針及び取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行います。なお、デリバティブ取引につきましては、投資信託約款等にて建玉制限を定めており、その制限を遵守しています。	同 左
3．取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとしてマーケットリスクがあげられます。マーケットリスクについては、ポジションや時価、予想損失額の把握が重要だと考えております。	同 左
4．取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図る為に運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況に係る、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等に係るチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同 左
5．取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同 左

．取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

第６期（平成20年９月25日現在）

第６期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

第７期（平成21年９月25日現在）

第７期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第６期（自 平成19年９月26日 至 平成20年９月25日）

該当事項はありません。

第７期（自 平成20年９月26日 至 平成21年９月25日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第 6 期 （平成20年 9 月25日現在）	第 7 期 （平成21年 9 月25日現在）
設定年月日	平成15年 7 月31日	平成15年 7 月31日
設定元本額	3,028,650,000円	3,028,650,000円
期首元本額	1,994,510,000円	1,613,170,000円
元本残存率	53.2%	41.2%

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
香港ドル				
CHINA PETROLEUM&CHEMICAL-H	3,634,000	6.71	24,384,140.00	
PETROCHINA CO LTD	2,760,000	9.14	25,226,400.00	
ANGANG STEEL CO LTD-H	422,000	15.16	6,397,520.00	
ANHUI EXPRESSWAY CO LTD-H	1,354,000	4.60	6,228,400.00	
CHINA SHIPPING DEVELOPMENT-H	494,000	10.04	4,959,760.00	
COSCO PACIFIC LIMITED	224,000	12.18	2,728,320.00	
GUANGSHEN RAILWAY CO LTD-H	1,740,000	3.24	5,637,600.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	1,198,000	6.50	7,787,000.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	1,384,000	6.96	9,632,640.00	
BANK OF CHINA LTD	1,000,000	4.10	4,100,000.00	
BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	148,000	17.28	2,557,440.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	444,000	6.22	2,761,680.00	
INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA	1,070,000	5.89	6,302,300.00	
CHINA MOBILE LTD	44,000	78.65	3,460,600.00	
CHINA TELECOM CORP LTD	292,000	3.71	1,083,320.00	
CLP HOLDINGS LTD	188,000	52.20	9,813,600.00	
DATANG INTL POWER GENERATION COMPANY LTD	792,000	4.20	3,326,400.00	
HUANENG POWER INTL INC-H	438,000	5.26	2,303,880.00	
香港ドル 小計	17,626,000		128,691,000.00	
(邦貨換算額)			(1,508,258,520)	(単位：円)
合 計	17,626,000		1,508,258,520	単位：円
(外貨建有価証券邦貨換算額合計)			(1,508,258,520)	(単位：円)

(注)

1. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。
2. 香港ドル表示の株式については、18銘柄、信託財産純資産総額に対する比率95.9%、合計に対する比率100%です。

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

平成21年10月30日現在

資産総額	1,569,404,399 円
負債総額	7,811,278 円
純資産総額(-)	1,561,593,121 円
発行済口数	122,967 口
1口当たり純資産額(/)	12,699 円

第5【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	302,865	-
第2期	-	180
第3期	-	76,480
第4期	-	8,724
第5期	-	18,030
第6期	-	38,134
第7期	-	36,294

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

平成21年10月30日現在

資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近5年間ににおける資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

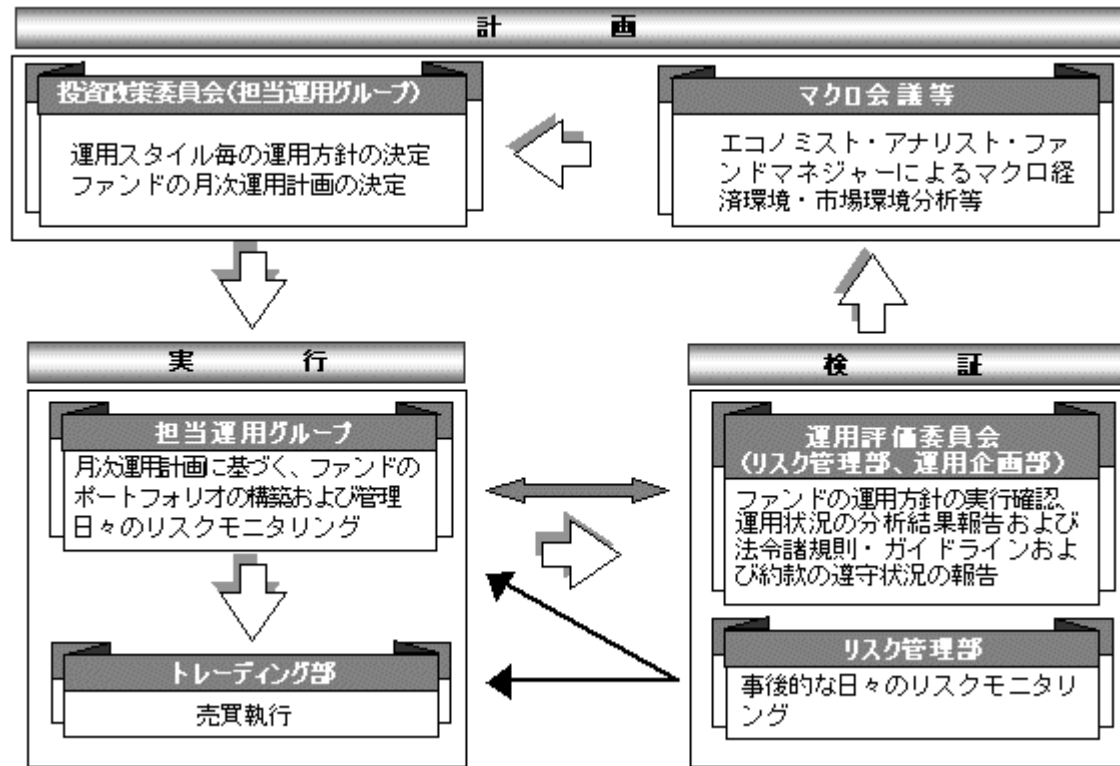
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年10月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成21年10月30日現在、単位：百万円）

		本 数	純資産総額
株式投資信託	単位型	75 (1)	192,338 (206)
	追加型	234 (100)	3,918,243 (2,489,975)
	計	309 (101)	4,110,581 (2,490,181)
公社債投資信託	単位型	0 (0)	0 (0)
	追加型	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)
合 計		309 (101)	4,110,581 (2,490,181)

（ ）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、第23期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第24期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、第23期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第24期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第 2 3 期	第 2 4 期
		（平成20年3月31日現在）	（平成21年3月31日現在）
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金	2	18,130,988	15,883,303
有価証券		5,994,478	2,998,947
前払費用		222,628	323,949
未収入金		-	3,593
未収委託者報酬		4,184,389	2,158,082
未収運用受託報酬		1,008,548	635,902
未収投資助言報酬	2	493,368	406,959
未収収益		8,180	8,062
未収還付法人税等		-	1,068,737
未収還付消費税等		-	182,000
繰延税金資産		439,833	68,795
その他の流動資産		24,816	2,641
流動資産計		30,507,231	23,740,977
固定資産			
有形固定資産	1		
建物		169,017	169,629
器具備品		225,583	200,701
有形固定資産合計		394,601	370,331
無形固定資産	1		
電話加入権		173	161
商標権		10,048	8,104
無形固定資産合計		10,222	8,266
投資その他の資産			
投資有価証券		1,598,911	2,542,125

関係会社株式	236,178	236,178
長期差入保証金	702,453	783,231
長期前払費用	18,200	14,643
会員権	17,113	20,113
繰延税金資産	15,024	34,393
投資その他の資産合計	2,587,882	3,630,686
固定資産計	2,992,706	4,009,284
資産合計	33,499,937	27,750,261

（単位：千円）

	第 2 3 期 (平成20年3月31日現在)	第 2 4 期 (平成21年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	40,052	44,497
未払金		
未払収益分配金	2,787	947
未払償還金	28,571	23,376
未払手数料	1,727,481	891,493
その他未払金	149,275	112,743
未払費用	760,613	612,126
未払消費税等	366,587	-
未払法人税等	3,334,415	-
前受収益	5,985	-
賞与引当金	375,721	291,836
その他の流動負債	254	-
流動負債計	6,791,746	1,977,020
固定負債		
退職給付引当金	749,327	972,202
固定負債計	749,327	972,202
負債合計	7,541,073	2,949,223
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		

利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	13,483,283	12,356,655
利益剰余金合計	15,304,488	14,177,860
株主資本計	25,933,472	24,806,844
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	25,392	5,805
評価・換算差額等計	25,392	5,805
純資産合計	25,958,864	24,801,038
負債・純資産合計	33,499,937	27,750,261

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第 2 3 期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第 2 4 期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	32,260,683	20,072,582
運用受託報酬	4,320,395	3,506,635
投資助言報酬	2,276,198	2,048,748
その他営業収益		
情報提供コンサルタント業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	75,471	60,260
その他	-	2,749
営業収益計	38,937,748	25,695,976
営業費用		
支払手数料	15,226,126	9,326,200
広告宣伝費	834,129	529,276
公告費	8,062	1,227
受益証券発行費	218	-
調査費		
調査費	541,419	538,515
委託調査費	2,298,023	1,310,113
営業雑経費		
通信費	27,577	30,202
印刷費	325,929	302,661
協会費	18,986	23,322
諸会費	15,281	14,373
情報機器関連費	1,936,376	2,036,426
販売促進費	36,029	55,223
その他	60,681	55,485
営業費用計	21,328,842	14,223,029

一般管理費		
給料		
役員報酬	166,266	174,486
給料・手当	3,698,904	4,004,575
賞与	1,119,415	1,051,279
賞与引当金繰入額	375,721	291,836
交際費	20,571	23,229
寄付金	-	4,000
事務委託費	250,163	356,543
旅費交通費	249,775	258,981
租税公課	116,931	81,166
不動産賃借料	624,843	762,812
退職給付費用	277,530	262,634
固定資産減価償却費	149,507	119,811
諸経費	398,374	281,968
一般管理費計	7,448,006	7,673,326
営業利益	10,160,899	3,799,620

営業外収益			
受取配当金		8,036	-
有価証券利息		7,450	22,216
受取利息	1	34,555	36,255
為替差益		634	11,209
時効成立分配金・償還金		5,827	7,832
原稿・講演料		4,424	3,910
雑収入		3,743	4,132
営業外収益計		64,671	85,555
営業外費用			
時効成立後支払分配金・償還金		1,826	693
雑損失		0	82
営業外費用計		1,826	775
経常利益		10,223,744	3,884,401
特別利益			
貸倒引当金戻入益		25,000	-
投資有価証券償還益		5,787	1,136
投資有価証券売却益		124,622	122
ゴルフ会員権売却益		5,555	-
特別利益計		160,966	1,259
特別損失			
固定資産除却損	2	12,288	688
投資有価証券償還損		503	84,238
投資有価証券評価損		17,700	65,553
投資有価証券売却損		56	464,272
投資有価証券清算損		256	-
ゴルフ会員権売却損		24,476	-
特別損失計		55,282	614,753
税引前当期純利益		10,329,428	3,270,907
法人税、住民税及び事業税		4,544,339	1,206,047
法人税等調整額		134,250	369,088
法人税等合計		4,410,088	1,575,135

当期純利益		
	5,919,339	1,695,771

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第 2 3 期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第 2 4 期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	284,245	284,245
当期末残高	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	60,000	60,000
当期末残高	60,000	60,000
特別償却準備金		
前期末残高	9,041	-
当期変動額		
特別償却準備金取崩	9,041	-
当期変動額合計	9,041	-
当期末残高	-	-
別途積立金		

前期末残高	1,476,959	1,476,959
当期末残高	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,613,302	13,483,283
当期変動額		
特別償却準備金取崩	9,041	-
剰余金の配当	1,058,400	2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
当期変動額合計	4,869,980	1,126,628
当期末残高	13,483,283	12,356,655
利益剰余金合計		
前期末残高	10,443,548	15,304,488
当期変動額		
剰余金の配当	1,058,400	2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
当期変動額合計	4,860,939	1,126,628
当期末残高	15,304,488	14,177,860

株主資本合計		
前期末残高	21,072,532	25,933,472
当期変動額		
剰余金の配当	1,058,400	2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
当期変動額合計	4,860,939	1,126,628
当期末残高	25,933,472	24,806,844
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	433,303	25,392
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	407,911	31,197
当期変動額合計	407,911	31,197
当期末残高	25,392	5,805
評価・換算差額合計		
前期末残高	433,303	25,392
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	407,911	31,197
当期変動額合計	407,911	31,197
当期末残高	25,392	5,805
純資産合計		
前期末残高	21,505,836	25,958,864
当期変動額		
剰余金の配当	1,058,400	2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	407,911	31,197
当期変動額合計	4,453,028	1,157,826
当期末残高	25,958,864	24,801,038

重要な会計方針

項 目	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	満期保有目的の債券 同左 子会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～50年 器具備品 3～20年 無形固定資産 定額法によっております。	有形固定資産 同左 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金 (2) 退職給付引当金	従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。	同左 従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	同左

会計方針の変更

（会計処理の変更）

第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
有形固定資産の減価償却の方法 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度から平成19年4月1日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 なお、この変更による影響は軽微であります。	-
-	リース取引に関する会計基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 当事業年度において、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理による取引はありません。

(表示方法の変更)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1.前事業年度において区分掲記しておりました「現金」(当事業年度877千円)及び「預金」(当事業年度18,130,111千円)は、金融商品取引法の施行により「現金及び預金」として表示しております。 2.金融商品取引法の施行に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬及び投資顧問(助言)契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ1,001,467千円、444,216千円であります。 (損益計算書) 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬及び投資顧問(助言)契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」は、それぞれ3,970,091千円、2,451,535千円であります。 3.前事業年度において区分掲記しておりました「時効成立分配金」(当事業年度53千円)及び「時効成立償還金」(当事業年度5,773千円)は、金額的重要性が乏しいため、「時効成立分配金・償還金」として表示しております。	-

(追加情報)

第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(有形固定資産の減価償却の方法) 当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。なお、この変更による影響は軽微であります。 (退職給付会計) 退職給付債務の算定にあたり、従来、簡便法によっておりましたが、従業員の増加に伴い、当事業年度より原則法による算定方法に変更しております。 この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び当期純利益は、それぞれ123,774千円減少しております。 また、この変更は従業員の増加等に伴い、当下期に行ったため、当中間会計期間は、前事業年度と同一の方法によっております。従って当中間会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益及び中間純利益は128,390千円多く計上されております。	-

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 126,027千円 器具備品 859,261千円 無形固定資産の減価償却累計額 電話加入権 60千円 ソフトウェア 111,411千円 商標権 9,393千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 150,704千円 器具備品 941,423千円 無形固定資産の減価償却累計額 電話加入権 72千円 商標権 11,337千円
2 関係会社に対する債権債務 現金及び預金 12,481,426千円 未収投資助言報酬 478,296千円 未払手数料 509,702千円	2 関係会社に対する債権債務 現金及び預金 10,311,398千円 未収投資助言報酬 398,818千円 未払手数料 331,400千円
3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 - 千円	3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 - 千円

差引額	10,000,000千円	差引額	10,000,000千円
4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額149,005千円の支払保証を行っております。		4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額128,926千円の支払保証を行っております。	

(損益計算書関係)

第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 24,820千円	1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 18,943千円
2 固定資産除却損は、器具備品12,082千円、電話加入権206千円であります。	2 固定資産除却損は、器具備品688千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,058,400	60,000	平成19年 3月31日	平成19年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成20年6月23日開催の第23回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月24日

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成21年6月30日開催の第24回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	846,720	48,000	平成21年 3月31日	平成21年 7月1日

(リース取引関係)

第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																								
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額(単位：千円)	1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額(単位：千円)																								
<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>9,504</td><td>9,504</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>7,603</td><td>7,603</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>1,900</td><td>1,900</td></tr></table>		器具備品	合計	取得価額相当額	9,504	9,504	減価償却累計額相当額	7,603	7,603	期末残高相当額	1,900	1,900	<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>5,330</td><td>5,330</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>5,330</td><td>5,330</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>-</td><td>-</td></tr></table>		器具備品	合計	取得価額相当額	5,330	5,330	減価償却累計額相当額	5,330	5,330	期末残高相当額	-	-
	器具備品	合計																							
取得価額相当額	9,504	9,504																							
減価償却累計額相当額	7,603	7,603																							
期末残高相当額	1,900	1,900																							
	器具備品	合計																							
取得価額相当額	5,330	5,330																							
減価償却累計額相当額	5,330	5,330																							
期末残高相当額	-	-																							
未経過リース料期末残高相当額(単位：千円)	未経過リース料期末残高相当額(単位：千円)																								
1年以内2,030	1年以内-																								
合計2,030	合計-																								
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位：千円)	支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位：千円)																								
支払リース料2,067	支払リース料2,067																								
減価償却費相当額1,900	減価償却費相当額1,900																								
支払利息相当額104	支払利息相当額37																								
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法																								
減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法																								
・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	・同左																								
利息相当額の算定方法	利息相当額の算定方法																								
・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	・同左																								
2.オペレーティング・リース取引	2.オペレーティング・リース取引																								

(借主側)			(借主側)		
未経過リース料 (単位:千円)			未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円)		
1年以内		1,119	1年以内		710,121
1年超		1,959	1年超		962,627
合計		3,078	合計		1,672,748

(有価証券関係)

第23期(平成20年3月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	5,994,478	5,993,700	778
小計	5,994,478	5,993,700	778
合計	5,994,478	5,993,700	778

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	800,100	877,780	77,680
小計	800,100	877,780	77,680
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	655,700	620,832	34,867
小計	655,700	620,832	34,867
合計	1,455,800	1,498,613	42,813

3. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	摘要
(1)子会社株式 子会社株式	236,178	
合計	236,178	
(2)その他有価証券 非上場株式 投資証券	298 100,000	
合計	100,298	

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
-----	---------	---------

628,566	124,622	56
---------	---------	----

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)満期保有目的の債券 国債・地方債等	6,000,000	-	-	-
小計	6,000,000	-	-	-
(2)その他有価証券	-	-	-	-
小計	-	-	-	-
合計	6,000,000	-	-	-

第24期(平成21年3月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	2,998,947	2,998,800	147
小計	2,998,947	2,998,800	147
合計	2,998,947	2,998,800	147

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	329,907	346,809	16,902
小計	329,907	346,809	16,902
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	2,117,725	2,095,017	22,707
小計	2,117,725	2,095,017	22,707
合計	2,447,632	2,441,827	5,805

3. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	摘要
(1)子会社株式 子会社株式	236,178	
合計	236,178	
(2)その他有価証券 非上場株式 投資証券	298 100,000	
合計	100,298	

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
882,530	122	464,272

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)満期保有目的の債券 国債・地方債等	3,000,000	-	-	-
小計	3,000,000	-	-	-
(2)その他有価証券	-	-	-	-
小計	-	-	-	-
合計	3,000,000	-	-	-

（デリバティブ取引関係）

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)																						
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております	1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。																						
2．退職給付債務の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>749,327</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>749,327</td></tr> </table>	退職給付債務	749,327	退職給付引当金	749,327	2．退職給付債務の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>972,202</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>972,202</td></tr> </table>	退職給付債務	972,202	退職給付引当金	972,202														
退職給付債務	749,327																						
退職給付引当金	749,327																						
退職給付債務	972,202																						
退職給付引当金	972,202																						
3．退職給付費用の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>126,881</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>9,519</td></tr> <tr> <td>簡便法から原則法への変更による差額</td><td>125,138</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>15,991</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>277,530</td></tr> </table>	勤務費用	126,881	利息費用	9,519	簡便法から原則法への変更による差額	125,138	その他	15,991	退職給付費用	277,530	3．退職給付費用の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>145,258</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td>12,449</td></tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td><td>87,363</td></tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>6,153</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>11,409</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>262,634</td></tr> </table>	勤務費用	145,258	利息費用	12,449	過去勤務債務の費用処理額	87,363	数理計算上の差異の費用処理額	6,153	その他	11,409	退職給付費用	262,634
勤務費用	126,881																						
利息費用	9,519																						
簡便法から原則法への変更による差額	125,138																						
その他	15,991																						
退職給付費用	277,530																						
勤務費用	145,258																						
利息費用	12,449																						
過去勤務債務の費用処理額	87,363																						
数理計算上の差異の費用処理額	6,153																						
その他	11,409																						
退職給付費用	262,634																						
4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法 割引率 1.5%	4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法 割引率 1.5% 過去勤務債務の額の処理年数																						

	1年（発生時において費用処理する方法） 数理計算上の差異の処理年数 1年（発生時において費用処理する方法）
--	---

(税効果会計関係)

第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
(1) 流動の部	(1) 流動の部
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 152,880	賞与引当金 118,748
未払事業税 260,640	未払社会保険料 12,792
未払社会保険料 13,739	未払事業所税 6,134
未払事業所税 5,846	その他 5,436
その他 6,726	繰延税金資産計 143,111
繰延税金資産計 439,833	評価性引当額 -
評価性引当額 -	繰延税金資産合計 143,111
繰延税金資産合計 439,833	繰延税金負債
繰延税金資産の純額 439,833	未収還付事業税 74,316
	繰延税金負債合計 74,316
	繰延税金資産の純額 68,795
(2) 固定の部	(2) 固定の部
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金 304,901	退職給付引当金 395,589
ソフトウェア償却 78,264	ソフトウェア償却 101,933
投資有価証券評価損 29,953	投資有価証券評価損 56,627
特定外国子会社留保金額 159,153	特定外国子会社留保金額 193,760
その他 13,042	その他有価証券評価差額金 2,362
繰延税金資産計 585,314	その他 14,742
評価性引当額 552,870	繰延税金資産計 765,014
繰延税金資産合計 32,444	評価性引当額 730,620
繰延税金負債	繰延税金資産合計 34,393
その他有価証券評価差額金 17,420	繰延税金資産の純額 34,393
繰延税金負債合計 17,420	

繰延税金資産の純額		15,024		
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		(%)	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率		40.7	法定実効税率	
(調整)			(調整)	
評価性引当額の増減		2.4	評価性引当額の増減	
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.1	交際費等永久に損金に算入されない項目	
住民税均等割等		0.0	住民税均等割等	
その他		0.5	その他	
税効果会計適用後の法人税等の負担率		42.7	税効果会計適用後の法人税等の負担率	

(関連当事者との取引)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の 名称	住所	資本金、 出資金又 は基金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
その他の 関係会社	住友生命 保険(相)	大阪市 中央区	199,000,000	生命保険業	% (被所有) 直接 35	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	1,324,757 276,418	未収投資 助言報酬 未払手数料	331,981 42,572
その他の 関係会社	三井生命 保険(株)	東京都 千代田区	137,280,000	生命保険業	% (被所有) 直接 30	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	273,276 251,915	未収投資 助言報酬 未払手数料	143,563 88,117
その他の 関係会社	三井住友 海上火災 保険(株)	東京都 中央区	139,595,523	損害保険業	% (被所有) 直接17.5	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	579,567 441,750	未払手数料	53,804
その他の 関係会社	(株)三井 住友銀行	東京都 千代田区	664,986,500	銀行業	% (被所有) 直接17.5	1名	投信の販売委託	委託販売手数料	2,407,945	未払手数料	325,208

(注) 1. 上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投資助言契約の受託については、当社規定の投資助言料率に基づき決定しております。

(2) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(2) 子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の 名称	住所	資本金、 出資金又 は基金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	米国 ニューヨーク	65,334	投資顧問業	% 直接100	出向 2 名	業務委託	調査費	199,897	未払金	2,360
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (London) Limited	英国 ロンドン	106,622	投資顧問業	% 直接100	出向 2 名	業務委託	調査費	139,844	-	-
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	52,736	投資顧問業	% 直接100	出向 2 名	業務委託	調査費	563,312	未払費用	227,521

（注）１．取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

（３）兄弟会社等

（単位：千円）

属性	会社等の名称	住所	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主の子会社	住生コンピュータサービス(株)	大阪市淀川区	300,000	情報処理サービス業	%	-	IT機器等購入	IT機器・消耗品購入 IT運用保守サポート等	542,560	前払費用	4,225
							ITサポート			長期前払費用	11,572
主要株主の子会社	エムエルアイ・システムズ(株)	千葉県柏市	100,000	情報システムの企画、設計、保守等	%	-	ITサポート	IT運用保守サポート等	116,364	未払費用	40,881
										未払金	1,412
主要株主の子会社	エムエルアイ・システムズ(株)	千葉県柏市	100,000	情報システムの企画、設計、保守等	%	-	ITサポート	IT運用保守サポート等	116,364	前払費用	560
										未払費用	8,785

（注）１．上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	住友生命 保険(相)	大阪府 大阪市 中央区	199,000,000	生命保険業	% (被所有) 直接 40	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	1,151,492 227,288	未収投資助言報酬 未払手数料	267,215 34,564
その他の 関係会社	(株)三井 住友銀行	東京都 千代田区	664,986,500	銀行業	% (被所有) 直接27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,114,655	未払手数料	180,287

(注) 1 . 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 . 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投資助言契約の受託については、当社規定の投資助言料率に基づき決定しております。

(2) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

(1 株当たり情報)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
1 株当たり純資産額	1,471,590円96銭	1 株当たり純資産額	1,405,954円57銭
1 株当たり当期純利益	335,563円48銭	1 株当たり当期純利益	96,132円19銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(1 株当たり純資産額の算定上の基礎)		(1 株当たり純資産額の算定上の基礎)	
貸借対照表の純資産の部の合計額	25,958,864千円	貸借対照表の純資産の部の合計額	24,801,038千円
普通株式に係る純資産額	25,958,864千円	普通株式に係る純資産額	24,801,038千円
普通株式の発行済株式数	17,640株	普通株式の発行済株式数	17,640株
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株	1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
(1 株当たり当期純利益の算定上の基礎)		(1 株当たり当期純利益の算定上の基礎)	
損益計算書上の当期純利益	5,919,339千円	損益計算書上の当期純利益	1,695,771千円
普通株式に係る当期純利益	5,919,339千円	普通株式に係る当期純利益	1,695,771千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株	普通株式の期中平均株式数	17,640株

(重要な後発事象)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
平成21年6月30日に開催された定時株主総会において、株券不発行会社に移行するため株券を発行することを定める条項を削除する定款変更が決議されました。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

（イ）名称 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（ロ）資本金の額 324,279百万円（平成21年3月末現在）

（ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

【参考情報：再信託受託会社の概要】

・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・ 資本金の額 10,000百万円（平成21年3月末現在）

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

（イ）名称 東洋証券株式会社

（ロ）資本金の額 13,494百万円（平成21年3月末現在）

（ハ）事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

該当ありません。

第3【参考情報】

当計算期間において書類が以下の通り提出されております。

提出年月日	書類名
平成20年12月24日	有価証券報告書
平成21年6月24日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年11月17日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 敏夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中国株利回りファンド2003 - 7の平成20年9月26日から平成21年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中国株利回りファンド2003 - 7の平成21年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年11月26日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 敏 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中国株利回りファンド2003 - 7の平成19年9月26日から平成20年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中国株利回りファンド2003 - 7の平成20年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．前期の財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月26日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 敏 夫 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辰 巳 幸 久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月23日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 三 浦 孝 昭 印
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 橋 本 克 己 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。